

令和3年 第6回栗原市農業委員会総会議事録

令和3年6月28日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和3年 第6回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第 4号 農用地利用配分計画について
- 日程第10 議案第 5号 非農地証明願について
- 日程第11 買受適格証明願について
- 日程第12 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについて

1 出席委員 (24名)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 5番 遊佐 一成 委員、 | 6番 菅原 勝宏 委員、 |
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 8番 米山 嘉彦 委員、 |
| 9番 阿部 一信 委員、 | 10番 曾根 金雄 委員、 |
| 11番 三浦 正勝 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、 | 16番 狩野 善典 委員、 |
| 17番 佐々木 耕太郎 委員、 | 18番 高橋 榮一 委員、 |
| 19番 岩渕 弘 委員、 | 20番 三浦 栄 委員、 |
| 21番 大沢 純香 委員、 | 22番 大場 裕之 委員、 |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 | |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員

なし

3 議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小山	雅規
農地農政係 主査	高橋	潤
農地農政係 主事	千葉	和哉
農地農政係 主事	菅原	佑太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。

「ご苦勞様です。」ご着席願います。

季節は、梅雨の時期に入りましたが、晴れ間の多い梅雨のような感じをしております。皆様には健康に留意していただきたいと思ひます。

また、クールビズの期間中でありまますので、上着を脱いでいただいてもかまいません

議長

それでは、只今から、令和 3年 第6回

栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、24名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により、議席番号 1番 佐々木 栄夫 委員、議席番号 2番 佐藤 勝 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和3年5月28日から令和3年6月28日までに実施及び開催があった事務事業等の報告、並びに、令和3年6月29日から令和3年7月28日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第1区の番号1番の案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の畑 1筆 942㎡のうち35.2㎡に、農業用施設としてコンテナを設置し農機具や農産物の倉庫として活用する旨の1案件を説明。

議長

次に、去る6月22日、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員、農地利用最適化推進委員の 鎌田 英利 委員、及び 佐藤 正博 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、鎌田 英利 推進委員から報告願います。

鎌田 英利 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届出について、去る6月22日の火曜日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細につきましては事務局から説明があったとおりで、農業用施設の設置であり、特に問題がないことを確認してきましたので、報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第2区の番号1番から3番までの3案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、金成地区の畑 2筆 466㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、志波姫地区の畑 1筆 3,617㎡のうち、1,613㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号3番は、志波姫地区の田 2筆 3,458㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

以上、3案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から10番までの、10案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 1,459㎡、

番号2番は、築館地区の田 2筆 1,552㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号3番は、築館地区の田 1筆 1, 328㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号4番・番号5番は関連案件で、譲受人が同一人となっており、

番号4番は、築館地区の畑 1筆 922㎡、

番号5番は、築館地区の田 1筆 7, 327㎡、及び、畑 1筆 32㎡、合計 7, 359㎡、いずれも、新規就農のための所有権移転売買の2案件、市外居住者取得につき、詳細説明、

番号6番は、高清水地区の畑 1筆 480㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、市外居住者取得につき、詳細説明、

番号7番は、高清水地区の田 7筆 15, 008㎡、及び、畑 8筆 8, 488㎡、合計 23, 496㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号8番は、一迫地区の田 1筆 3, 036㎡、

番号9番は、一迫地区の畑 1筆 1, 092㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号10番は、一迫地区の田 11筆 17, 310㎡、及び畑 1筆 407㎡、合計 17, 717㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

以上、10案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、1番 佐々木 栄夫 委員から報告願います。

1番 佐々木 栄夫 委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、去る6月22日の火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細については事務局からの説明のとおりで、番号1番、2番、3番、7番、8番、9番、10番は、労力不足や経営規模拡大による売買、親子間の経営移譲による贈与となっており、許可に当たっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断いたしました。

番号4番、5番の件は、新規就農のため市外取得者の売買ですが、現地を確認しますと転作による牧草が作付けされておりました。就農により水稻を作付けすることから、農地として活用されることから、問題がないものと確認してきました。

番号6番の件は、同じく市外取得者の売買ですが、現地を確認しますと現在は何も作付けされてない畑で、申請地のそばに取得者の息子が住んでおり、息子と一緒に管理するということですので、特に問題がないものと判断してきました。

以上、番号1番から10番についての報告を終わります。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号11番から14番までの、4案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号11番は、若柳地区の田 2筆 1, 161㎡、及び畑 1筆 253㎡、合計 1, 414㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号12番は、金成地区の田 8筆 6, 211㎡、及び畑 1筆 845㎡、合計 7, 056㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号13番は、金成地区の田 1筆 2, 001㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号14番は、志波姫地区の田 11筆 14, 569㎡、及び、畑 1筆 259㎡、合計 14, 828㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

以上、4案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る6月23日、議席番号9番阿部一信委員、農地利用最適化推進委員の小野寺栄悦委員、及び阿部正一委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、阿部正一推進委員から報告願います。

阿部 正一 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る6月23日の水曜日に4名にて、書類審査を行いました。

番号11番と14番は、経営継承の案件で農業後継者へ贈与するものであります。

番号12番と13番は、労力不足のための案件で、どちらも相手方からの要望によるもので、12番は地元の方への所有権移転の売買ですし、13番は、やる気のある方への賃貸借権設定の案件でございます。

許可に当たっては、いずれも、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号15番から21番までの7案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号15番は、栗駒地区の田 2筆 996㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号16番は、栗駒地区の田 1筆 200㎡、経営規模拡大のための所有権移転贈与の1案件、

番号17番は、栗駒地区の田 9筆 14,276㎡、及び畑 5筆 1,286.40㎡、合計 15,562.40㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号18番は、栗駒地区の田 1筆 1,944㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号19番は、鶯沢地区の畑 1筆 399㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、市外居住者取得ですが、すでに市内鶯沢地区で農業を営んでいる方ですので、詳細説明省略。

番号20番は、花山地区の田 2筆 2,814㎡、

番号21番は、花山地区の田 2筆 195.06㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

以上、7案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る6月23日、議席番号6番菅原勝宏委員、農地利用最適化推進委員の佐藤憲一委員、及び高橋茂委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤憲一推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る6月23日の水曜日に4名にて、書類審査を行いました。

詳細については、事務局から説明があったとおりですが、所有権移転の売買が4件、贈与が2件、賃貸借権設定が1件となっており、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から21番までの21案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から21番までの21案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から4番までの、4案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、賃貸借権設定の案件で、築館地区の田 1筆 1, 142㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであります。

農地区分は、都市計画区域内で準工業地域に指定されておりますので、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号2番は、使用貸借権設定の案件で、築館地区の畑 1筆 232㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、周囲を山林及び宅地に分断された生産性の低い小集団農地となりますので、第2種農地に該当する旨の1案件

番号3番は、賃貸借権設定の案件で、瀬峰地区の畑 1筆 1,507㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであります。

農地区分は、水道及び下水道が埋設された道路に沿道し、500m以内に二つ以上の教育施設がある区域内の農地でありますので、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号4番は、賃貸借権設定の案件で、瀬峰地区の畑 1筆 1,290㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであります。

農地区分は、水道及び下水道が埋設された道路に沿道し、500m以内に二つ以上の教育施設がある区域内の農地でありますので、第3種農地に該当する旨の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 正博 推進委員から報告願います。

佐藤 正博 推進委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る6月22日の火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件は、現地を確認しますと、水田が並び水稲が作付けされておりました。隣接には太陽光パネルが設置されており、周辺農地には影響を与えない範囲であることが確認できましたので、転用許可に当たっては特に問題がないものと判断しました。

番号2番の件は、現地を確認しますと、申請人の妻の祖父が所有する畑で現在は何も作付けされていない休耕畑でした。集落に囲まれ市道に面した農地で、転用に必要な最小面積を確保しており、周辺農地には影響を与えない範囲ですので、転用許可に当たっては特に問題がないものと判断しました。

番号3番と4番の件は、申請人が同一で、現地を確認しますと集落に囲まれ市道に面した貸出人宅地に隣接する現在何も作付けされていない休耕畑でした。近くに太陽光パネルが設置しており、周辺農地には影響を与えない範囲ですので、転用許可に当たっては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番・6番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、所有権移転売買の案件で、金成地区の畑 1筆 498㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、2種類以上の埋設管が接続され、周囲500m以内に教育施設等が二つ以上ある区域内の農地でありますので、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号6番は、使用貸借権設定の案件で、志波姫地区の田 1筆 120㎡を事業用地として転用し、申請人が経営する会社の従業員用駐車場を造成するものであります。

なお、申請地は既に一部転用されていることから始末書を提出させ受理しております。

農地区分は、2種類以上の埋設管が備わっており、周辺に医療機関が2施設以上ある区域内の農地でありますので、第3種農地に該当する旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小野寺 栄悦 推進委員から報告願います。

小野寺 栄悦 推進委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る6月23日の水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号5番については、現地確認しますと住宅内にある畑で、現在は何も作付けされておらず休耕畑でした。転用許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

6番については、現地確認しますと菜園としての利用はありましたが、借受人の従業員の駐車場を造成するものとして問題がないものと思われまます。転用許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号7番から9番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号7番は、所有権移転売買の案件で、栗駒地区の田 1筆 568㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであります。

農地区分は、山林等によって分断されました生産性の低い小集団農地でございますので、第2種農地で取り扱う旨の1案件、

番号8番及び9番は関連案件で借受人が同一となっており、番号8番は、賃貸借権設定の案件で、栗駒地区の畑 1筆 1,517㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであります。

農地区分は、山林等によって分断されました生産性の低い小集団農地でございますので、第2種農地で取り扱う旨の1案件、

番号9番は、賃貸借設定による一時転用の案件で、栗駒地区の畑 1筆 265㎡のうち23.99㎡を業務用地として、番号8番の転用事業のための資材等運搬用通路として一時利用するものであります。

農地区分は、山林等によって分断されました生産性の低い小集団農地でございますので、第2種農地で取り扱う旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、高橋 茂 推進委員から報告願います。

高橋 茂 推進委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る6月23日の水曜日に4名で、鶯沢総合支所において書類審査、それから現地確認を行いました。

確認の結果、番号7番から9番については、3案件とも太陽光パネル設置に関連する事業ということで、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から9番までの9案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から9番までの9案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

議長

第2区の番号8番の案件を審議いたします。

議席番号3番 熊谷ゆり 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時20分) (3番 熊谷 ゆり 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時20分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号8番は、金成地区の田 1筆 284㎡、所有権移転売買である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号8番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号8番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号3番 熊谷 ゆり 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時21分) (熊谷 ゆり 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時21分)

次に、第3区の番号12番・13番の2案件を審議いたします。

議席番号19番 岩渕弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時22分) (19番 岩渕 弘 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時22分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号12番は、栗駒地区の田 12筆 11, 486㎡、
番号13番は、栗駒地区の田 5筆 6, 954㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号12番・13番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号12番・13番の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号19番 岩渕 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時23分) (岩渕 弘 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時24分)

次に、第1区の番号1番から6番までの6案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 2, 142㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田 1筆 3, 713㎡、及び、一迫地区の田 3筆 6, 023㎡、合計 9, 736㎡、

番号3番は、一迫地区の田 1筆 1, 533㎡、

番号4番は、一迫地区の田 3筆 7, 082㎡、

番号5番は、一迫地区の田 15筆 23, 802㎡、

番号6番は、一迫地区の田 9筆 10, 843㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の5案件、

以上、6案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号7番、9番及び10番の3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号7番は、若柳地区の田 2筆 2, 064㎡、

番号9番は、金成地区の田 6筆 9, 736㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号10番は、金成地区の田 31筆 37, 218.98㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号11番及び14番から16番までの4案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号11番は、栗駒地区の田 1筆 2, 996㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号14番は、鶯沢地区の田 16筆 16, 147㎡、

番号15番は、鶯沢地区の田 4筆 2, 466㎡、

番号16番は、鶯沢地区の田 20筆 15, 400㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

以上、4案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から7番までの7案件、番号9番から11番までの3案件、及び番号14番から16番までの3案件、合わせて13案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から7番までの7案件、番号9番から11番までの3案件、及び番号14番から16番までの3案件、合わせて13案件は、原案を可とすることに、決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第9、議案第4号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。
第3区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

配分計画の利用権を設定する者は、宮城県農地中間管理機構となります。

第3区の番号1番は、栗駒地区の田 13筆 20,506㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定で、耕作者変更による再配分である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用配分計画についての、番号1番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用配分計画についての、番号1番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

会議開始から1時間が経過しましたので、ここで、午後2時45分まで、休憩といたします。

休憩：午後2時30分から2時45分まで

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時45分)

議長

日程第10、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。
第1区の番号1番から3番までの3案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 11㎡、願出地は、昭和49年頃から先代である父が宅地敷地として使用し、現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田 1筆 8, 400㎡、願出地は、平成11年頃から労力不足により耕作できずにいたところ山林化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、一迫地区の田 2筆 2, 165㎡、願出地は、平成元年頃の大雨で水路が氾濫し土砂が流れ込み、農地へ復旧できずにいたところ原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、
以上、3案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鎌田 英利 推進委員から報告願います。

鎌田 英利 推進委員

議案第5号 非農地証明願については、去る6月22日の火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番については、宅地化しブロック塀の位置となっており、農地には戻る見込みがなく、特に問題がないものと判断いたしました。

番号2番については、進入路は狭く急傾斜地で雨水の浸食も進んでおりました。現地は山林化しているため農地としての利用は困難であり、特に問題がないものと判断いたしました。

番号3番については、急傾斜地で山からの流水が常時発生しており、深型のコンクリート水路が施工されています。現地は土砂が流入した状態で原野化が進み農地としての利用は困難であり、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番から6番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号4番は、栗駒地区の田 1筆 827㎡、及び畑 3筆 8,227㎡、合計 9,054㎡、願出地は、平成23年頃から先代が体調不良により耕作管理できなくなり、その後原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号5番は、栗駒地区の田 9筆 5,195.10㎡、及び畑 2筆 164㎡、合計 5,359.10㎡、願出地は、平成10年頃から事業の廃業と高齢による労力不足のため管理できなくなり、その後原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、池沼及び原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号6番は、栗駒地区の田 1筆 4.93㎡、願出地は、昭和63年頃に隣接地に住宅が建築された際、宅地敷の一部として利用され現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、6番 菅原 勝宏 委員から報告願います。

6番 菅原 勝宏 委員

6番 菅原です。

議案第5号 非農地証明願については、去る6月23日の水曜日に、鶯沢総合支所で4人にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号4番については、ハイルザーム栗駒の道路向側に位置しており、事務局が説明したとおり、先代が体調不良になってから耕作管理していないため、原野化しております。農地への復元は困難であると確認してまいりました。

番号5番については、以前に農地の現状変更届出が出されており、変更の目的は農業用施設であり、いわなの養殖施設として開設されたものですが、養殖施設がまだ現存しており、施設を撤去してからの方が後々のためにはいいのではないかと、確認してまいりました。

番号6番については、現地を確認しますと、参考資料28ページの写真のとおり住宅を新築した際に農地に浸食したものと思われます。昔は境界から3尺離せよと言われておりましたが、現在はこういうことがたまに発生しているようでございますので、致し方ないのかなと確認してまいりました。

皆様にも判断の方をよろしくお願いいたしまして、報告とします。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

「はい」の声

議長

11番 三浦正勝委員

11番 三浦 正勝 委員

11番の三浦でございます。

ただ今の現地調査報告をお聞きしまして、番号5番の案件、1回は転用届が出された案件ではないのかなと感じたんですけど、説明は無断転用ではなかったですね、だから、転用案件が非農地証明願だと話がおかしいのではないかと、施設用地になっているのでしょうか、なので、その辺どうなっているのかと、

それから、面積がごく小さいから参考資料15ページに公図に表しにくかったかなと思いますけれども、3-15と3-24の場所が公図上では確認出来ませんでしたので、参考資料15ページの公図で、3-15と3-24が何処なのか、説明をお願いしたいと思います。以上2件です。

議長

事務局説明

事務局

まずは、転用案件ではないのかということについてですけれども、こちらにつきましては養殖施設ということで、本来であれば施設用地に該当しますので、転用案件に該当

するものであります。しかしながら、今回の養殖施設につきましては、施設の規模から転用許可については不要な案件として取り扱うものとなりまして、平成27年に当委員会で現状変更届により土地の形状を変更するという事で届出を受け付けております。

今回の非農地証明ということで受理した内容につきましても、本来非農地証明につきましては、過去に転用等の許可を受けた案件につきましても非農地証明として取り扱うことが可能だということで、県からの指導がありますので、そちらに基づいて今回非農地証明願という形で受付しましたので、よろしくお願ひいたします。

また、非農地証明に該当するものとして許可基準等と照らし合わせた段階で、今後、農地として復旧し利用できる見込みがあるかどうか、このことにつきまして委員の皆さん方にご審議いただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

公図上の面積の小さい3-15及び3-24の土地につきましては、…参考資料15ページの公図で説明し、表記しなかったことにつきまして、申し訳ありませんでした。

議長

三浦委員、よろしいですか

11番 三浦 正勝 委員

関連ですけれども、今の説明では、非農地証明を出す基準を今日の総会で決めてほしいという話に伺ったんですけれども、どうなんでしょうか、施設がある状況で、確かに転用手続きは要しないけれども、施設用地化してしまっているわけですよね、だから、そういうものを非農地証明というのは、現地確認結果の報告でもあったとおり、まずは施設を撤去してからということになれば、大変なことにはなりますけれども、その後に非農地証明書を発行するというのが普通の流れではないかと思ひます。

議長

この議案については、非農地証明が可能ではないかという前提で提案しているわけですので、皆様にはその可否についてご審議願ひたいと思ひます。疑義等があれば話していただいて、最終的に採決したいと思ひます。

例えば、人為的な転用により住宅が建てられ宅地化された農地がある場合、そこには建物が建築されているわけですが、その場合についても非農地証明を行っております。この例と同じではないかと考えるわけであります。

「はい」の声

議長

6番 菅原勝宏委員

6番 菅原 勝宏 委員

私は地元の間人でありますが、池の部分はいいのですが、水槽をそのままにしておきますと、雨水がたまり夏場には蚊とか、ぶよ等が発生して困ることになると思いますので、非農地証明書を発行するのであれば、なるべく撤去していただくよう指導していただきたいと思います。

事務局

この案件につきましては、こちらとしても最初は撤去した方がいいですねということで一度はお話をしております。その後、申請人が法務局と変更登記について協議したところ、撤去しなくても池沼として変更登記は可能ということをお話されてきた、ということで、今回の提出となったわけでありますので、よろしくお願ひします。

また、先ほど説明の時に話したのは、基準について判断していただきたいというわけではなく、議案として提出した案件を皆さんでご審議いただき、可否について判断していただきたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長

ここで質疑を打ち切り、議案第5号の番号5番についての討論を行います。

討論ありませんか

「はい」の声

11番 三浦 正勝 委員

ただ今説明がありましたが、撤去しないまま変更登記ができるということについては、農業委員会でも法務局に直接確認した方がいいと思います。

また、非農地証明書を発行すると、撤去されないままとなり、危険とか衛生的な面で心配があります。施設をそのままにしておいて農地を雑種地等に変更してしまう。池・水槽の部分を何に変更しようとしているのかわかりませんが、このような問題が考えられることから非農地証明を発行するのはいかがなものかな、と思います。

「はい」の声

議長

17番 佐々木耕太郎委員

17番 佐々木 耕太郎 委員

資料18ページに建物の写真がありますが、住宅の場合、土地は土地、建物は建物として登記するものであるから、土地と施設は違うものとして考えられ、この土地が非農地に該当するか否かを判断すべきで、水槽を登記することは考えにくいわけです。

が、簡単に水槽は撤去できると思いますので、底地の部分の地目の変更ということで、非農地証明願を承認することは可能だと思います。

「はい」の声

議長

9番 阿部一信委員

9番 阿部 一信委員

9番阿部です。

この非農地証明願ですけれども、非農地証明書を発行してしまえば何か被害があったり、迷惑をかけたとしても農業委員会では関係ないことになるわけなんですね、建物もそういうこととなるということで、ただ、これは農業用施設として水槽を設置したと思うんです。それがこのように置き去りにされて、後は地目変更したから、あとはどうなるかというのはどうなのかなと、あと、水槽を撤去するにあまり経費がかからないのではないかと聞いたので、非農地にするのであれば、撤去してから非農地にした方が後々いいのではないかと私は考えます。

「はい」の声

議長

23番 吉田優俊会長代理

23番 吉田 優俊 会長代理

私も場所については承知しておりますが、当該場所は、登記上は田になっていたわけですが、作付けされていなかった土地であります。それを変更届を提出して農業用施設という形で、イワナなりなんりの養殖をされたと思います。池となっている部分も田であったわけですが、その池に水をためて水槽に送って養殖をされていたわけですが、それをまた農地に復旧するには非常に困難であると考えられます。例えば手付かずで田が荒廃し雑木が繁茂したという例がありますが、この場合と同じように捉えられないのかなと思うものであります。養殖もやめて、今後も農地としての利用も考えていないということですので、非農地証明を承認することはいたし方ないと考えます。

あの場所を農地に復元することは至難の業でしょうし、申請人の方も田畑を耕作できる年齢ではないと思うので、将来的に考えますとやはり非農地証明を承認していいのではないかと、私は考えます。

「はい」の声

議長

3番 熊谷ゆり委員

3番 熊谷 ゆり委員

参考資料15ページの公図を見ますと、養殖槽を設置しているところは道路の側のようですけれども、この養殖槽をそのままにしておくと不法投棄等の事態をまねく恐れがあると考えられますので、私は条件付きの承認ということを希望したいと思います。

議長

その他ありませんか。

「はい」の声

議長

19番 岩淵 弘委員

19番 岩淵 弘 委員

全体的には理解できますけれども、申請人の方が、法務局に確認して申請したということが疑問と思うんですが、本人は確認したが、当農業委員会では法務局に確認しないのかということになると考えます。申請人が確認したことを信じて提出されているわけですが、こちらでも法務局に確認しなければいけないと思いますが、全体的には承認いたしますが。

議長

はい、事務局

事務局

これまでの討論の中で事務局に関する部分について、若干お答えいたしますが、まずは、今の話ですが、農業委員会に変更登記できるかどうかについて、法務局に確認する必要性はないと認識しております。非農地証明願を承認するかしないかを皆さんで判断していただくものであります。

また、条件付きの許可ということではできないと考えております。なお、証明書を発行するに当たって、撤去することが望ましいなどの意見が農業委員からあったということで、指導的な話をすることはできるものと考えております。

議長

他にありませんか。

「はい」の声

議長

11番 三浦正勝委員

11番 三浦 正勝 委員

11番の三浦でございます。

議案の中の一部の案件について、保留するという事は可能なのでしょうか。

また、なぜ事業者が今回非農地証明願いを提出されたのか、そのままにしておくという選択肢はなかったのか。

議長

事務局説明。

事務局

お答えいたします。

まず、一部の案件について保留できるのかにいてであります、審議は議案ごと可否を決めることとなりますので、一部についてのみ保留することはできません。

また、非農地証明願の提出については、願出人につきましては、事務局で把握している内容以外にも個人的な事情もあるかと思いますが、今回はあくまでその農地が農地としての機能を維持しているのかどうか、そういったことで皆様にご審議していただいているところでございますが、願出人につきましても、この土地が農地としての機能を果せないような土地になってしまったと、今後農地として復元出来ないということで願出されているものでありますので、よろしく願いいたします。

議長

他にありませんか。

「はい」の声

議長

22番 大場裕之委員

22番 大場 裕之 委員

今回我々が考えるべきなのは、この農地に残存する施設が、著しく周辺に悪い影響を与えるかどうかということだと、私が考え得るに、そのような悪い影響を与えない範囲ではないかと考えますので、今回に関しては、ある程度の指導をしながら承認すべきものと考えますが、どうでしょうか。著しく周辺環境に影響を及ぼすものであれば考えなく

てはいけないのですが、そんなに影響を与えるものではないと判断できますので、その辺を考えていただきたいと思います。

議長

他にありませんか。

「なし」の声

議長

討論なしと認め、これで討論を打ち切ります。

お諮りいたします。今回に限り、最初に特別として議案第5号 非農地証明願についての番号5番の案件についてのみ採決をすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声

議長

異議なしと認めます。

今回に限り、最初に特別として議案第5号 非農地証明願についての、番号5番の案件についてのみ採決をすることに決しました。

それでは、議案第5号の番号5番について、承認する委員の挙手を求めます。

「挙手多数」

議長

挙手多数であります。

次に、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から4番までの4案件、及び番号6番の合わせて5案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から6番までの6案件は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

議長

日程第11、議案第6号、買受適格証明願について、を議題といたします。
第3区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、議案の内容を事務局から説明させます。

事務局

買受適格証明願につきましては、競売物件に農地が含まれる際に、売却参加人が農地法第3条の許可要件を満たすことであることを証明するものでございます。従いまして、本議案において適格者と承認された場合、競売において申請人が落札者となった際には、農地法第3条の規定による許可申請に対する審議を省略しまして、許可申請書の提出をもって直ちに許可となりますので、よろしくご審議願います。

第3区の番号1番は、栗駒地区の畑 1筆 286㎡、願出人の農地はすべて栗原市栗駒地区に所有しており、現在は、住所は仙台市となっておりますが、栗駒地区におきまして現に農業経営を行っている方でありまして、農地を取得後の耕作管理、通作についても問題がない旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号の買受適格証明願についての番号1番の案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第6号、買受適格証明願についての、番号1番の案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第12、議案第7号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについて、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案第7号は、農業委員会等に関する法律などにより、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況を、6月30日までに公表することとされておりますので、その公表内容について、ご審議いただくものでございます。

公表内容についてですが、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」につきましては、P34からP41で、1 農業委員会の状況、2 担い手への農地の利用集積・集約化、3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、4 遊休農地に関する措置に関する評価、5 違反転用への適正な対応、6 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、7 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、8 事務の実施状況の公表等の、項目毎に実績を取りまとめたものでございます。

続いて、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」については、P42からP44で、同じく、1 農業委員会の状況 から 5 違反転用への適正な対応の、活動計画でございます。

なお、公表にあたっては、本件に対する市民等の意見募集を行うこととされており、意見募集は市ホームページにて、5月12日から6月11日まで実施いたしましたが、意見の提出は、ございませんでした。説明につきましては、以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについて、は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第7号、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについては、原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和3年 第6回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

議長（会長）

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時 50分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員